

7監総第623号

令和7年12月12日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和7年11月13日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、品川都税事務所長が主税局長通達の内容を改ざんして業務を行ったことにより、本来の課税対象者に対して個人事業税を賦課徴収しなかったことは違法・不当であるとして、個人事業税の賦課徴収等を行うことを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

そして、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、(略)監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」である（平成2年6月5日最高裁判決）。

これを本件について見ると、請求人は、品川都税事務所長が主税局長通達「個人事業税課税事務提要」(以下「事務提要」という。)の内容を改ざんしている根拠として、品川都税事務所長が審査請求手続において提出した弁明書において、事務提要の内容に関する説明が事務提要の記載と異なる箇所があることを挙げている。

本件請求書及び事実証明書（以下「本件請求書等」という。）を見ると、弁明書の説明内容は事務提要の内容を一言一句全く同じ内容を記載したものではないことは認められるが、この記載内容の違いだけでは、事務提要が改ざんされたとする具体的な内容や改ざんされた内容に基づいて具体的にどのような運用が行われているかについて、明らかにしているとはいえない。このため、本件請求書等の記載をもって請求人が違法とする監査請求の対象が、上記最高裁判決の程度に個別的、具体的に摘示されているものと認めることはできない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。